



令和4年度第1回
別府市国民健康保険運営協議会

【諮問事項】

令和5年1月30日
別府市いきいき健幸部保険年金課



内容

I. 国民健康保険税賦課限度額及び保険料率の改正について

- | | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 令和5年度国保事業費納付金及び標準保険料率について | P2 |
| 2. 令和4年度国民健康保険料率の県下状況について | P3 |
| 3. 令和5年度国民健康保険料率の改正（案）について | P4 |
| 4. 国民健康保険税賦課限度額の改正理由について | P5 |
| 5. 国民健康保険料率の改正理由について | P6 |
| 6. 現行保険料率と改正（案）保険料率による保険料額の比較について | P7 |

I. 国民健康保険税賦課限度額及び保険税率の改正について

1. 令和5年度国保事業費納付金及び標準保険料率について

・大分県は、県内市町村に対し令和5年1月18日、県国保運営の財源となる「国保事業費納付金」と市町村ごとの標準的な保険料率の水準である「標準保険料率」を示しました。

(1) 国保事業費納付金と必要保険税額

	令和4年度	令和5年度	増減
国保事業費納付金	2,941,511千円	2,939,992千円	▲1,519千円

※国保事業費納付金は、翌年度の県全体の医療費推計や県全体に係る公費などの収支見込を基に県が算定し、市町村が納付する額は所得水準や被保険者数・世帯数、医療費水準により按分され決定されます。

	令和4年度	令和5年度	増減
県の示す必要保険税額	2,020,436千円	2,123,345千円	+102,909千円
一人当たり必要保険税額	102,417円	112,407円	+9,990円

※必要保険税額は、県が国保事業費納付金の額から市町村ごとの公費などの収支見込などを加減算定して市町村に示します。数値は軽減前のもので、実際は所得に応じて7割・5割・2割の軽減措置が行われます。

(2) 標準保険料率と現行保険税率

	所得割	均等割	平等割
A: 標準保険料率	14.79%	45,815円	28,201円
B: 現行保険税率	14.92%	44,000円	31,600円
差: A-B	▲0.13%	1,815円	▲3,399円

2. 令和4年度国民健康保険税率の県下状況について

- ・令和4年度の県内各市町村の国民健康保険税率は以下のとおりです。
- ・令和3年度の税率から引上改定のあったものは青字、引下改定のあったものは赤字で表示しています。

単位：円

区分		大分	別府	中津	日田	佐伯	臼杵	津久見	竹田	豊後高田	杵築	宇佐	姫島	日出	九重	玖珠	豊後大野市	由布市	国東市
医療給付費分	所得割額	8.65%	9.80%	9.73%	8.34%	9.50%	9.90%	9.50%	9.20%	10.40%	10.50%	9.00%	6.72%	8.90%	9.50%	9.85%	9.50%	9.65%	8.00%
	均等割額	26,500	27,200	23,700	24,800	26,000	24,500	26,000	26,800	28,000	26,000	23,500	17,400	23,700	25,500	28,000	24,000	25,400	21,800
	平等割額	25,700	20,000	19,800	18,500	23,000	27,000	17,600	18,600	22,300	22,000	18,500	14,900	22,100	23,000	26,000	19,000	20,600	16,200
	限度額	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万
後期支援金分	所得割額	2.49%	2.40%	2.80%	3.15%	2.16%	2.10%	2.50%	3.15%	2.50%	2.80%	2.90%	2.12%	2.40%	2.70%	2.80%	2.90%	3.00%	2.50%
	均等割額	7,700	7,000	8,000	9,100	6,600	6,100	7,300	9,100	6,500	7,000	7,000	5,600	6,300	8,000	8,100	8,600	7,000	7,900
	平等割額	6,900	4,600	6,000	6,800	5,100	4,500	4,800	6,300	5,200	5,700	5,100	4,600	6,000	6,800	6,800	6,600	8,000	7,600
	限度額	20万	20万	20万	20万	20万	20万	20万	20万	20万	20万	20万	20万	20万	20万	20万	20万	20万	20万
介護納付金分	所得割額	2.50%	2.72%	2.86%	2.26%	1.83%	1.95%	1.83%	3.05%	1.85%	2.50%	2.81%	1.16%	2.10%	2.20%	2.30%	2.70%	2.20%	2.20%
	均等割額	8,700	9,800	7,600	9,600	7,900	7,300	6,600	10,900	7,400	8,500	8,300	4,000	7,400	10,000	9,000	8,800	8,100	8,300
	平等割額	5,900	7,000	4,600	5,100	4,500	4,500	4,000	5,400	4,700	5,500	4,500	2,700	4,500	5,800	5,500	5,000	4,300	5,800
	限度額	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万

※各市町村のホームページ掲載のもの(令和4年11月7日時点)を転記しています

3. 令和5年度国民健康保険税率の改正(案)について

- ・今回の改正案では、医療分の所得割率を0.5%、均等割額を2千円引き下げることとしています。
- ・また、限度額についても後期支援金分を2万円引き上げることとしています。

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	改正案	増減	備考
医療給付費分	所得割率	11.30%	11.30%	9.80%	9.80%	② 9.30%	▲0.5%	
	均等割額	27,200円	27,200円	27,200円	27,200円	② 25,200円	▲2,000	前回改正：平成25年度 (28,200⇒27,200)
	平等割額	23,000円	23,000円	23,000円	20,000円	20,000円		
	限度額	610,000円	630,000円	630,000円	650,000円	650,000円		
後期支援金分	所得割率	2.40%	2.40%	2.40%	2.40%	2.40%		前回改正：平成27年度 (2.45%⇒2.40%)
	均等割額	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円		前回改正：平成25年度 (6,000⇒7,000)
	平等割額	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円		前回改正：平成24年度 (4,200⇒4,600)
	限度額	190,000円	190,000円	190,000円	200,000円	① 220,000円	+20,000	
介護納付金分	所得割率	2.72%	2.72%	2.72%	2.72%	2.72%		前回改正：平成27年度 (2.85%⇒2.72%)
	均等割額	9,800円	9,800円	9,800円	9,800円	9,800円		前回改正：平成21年度 (9,500⇒9,800)
	平等割額	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円		前回改正：平成21年度 (8,200⇒7,000)
	限度額	160,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円		

※ ①…諮問事項1:保険税賦課限度額について ②…諮問事項2:保険税率について

4. 国民健康保険税賦課限度額の改正理由について

・令和4年12月23日に閣議決定された税制改正大綱において、以下の理由により国民健康保険税の賦課限度額(後期高齢者支援金分)の引上げが、令和5年4月1日から施行される予定となりました。

①国の改正理由

- (1) 高齢化の進展等により医療給付費等が増加する中で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、保険税の上限を引き上げずに、保険税率の引上げにより必要な保険税収入を確保することとなれば、高所得層と比較して、中間所得層の負担が重くなります。
- 一方で保険税の上限を引き上げることとすれば、高所得層の方により多く負担いただくこととなりますが、中間所得層の被保険者に配慮した保険税設定が可能となります。
- (2) また被用者保険では、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5～1.5%の間となるように法定されています。被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引上げを行っています。
- (3) 国の推計によれば、令和5年度の見込では後期高齢者支援金分の賦課限度額超過世帯割合が最も高く(2.55%)、前年度からの伸びも大きいため(令和4年度:1.91%)、超過世帯の割合が同程度となる様に後期支援金の引き上げを行うこととしています(引上後超過世帯割合:2.13%)。

②別府市における影響

影響世帯数	後期支援金分94世帯
影響額	後期支援金分約1,657千円

5. 国民健康保険税率の改正理由について

・改定の理由については様々な要因がありますが、詳細は以下のとおりです。

①所得割率及び均等割額の引下げについて

(1) 被保険者の負担軽減

- ・これまでも2年続けての改正(R03:所得割▲1.5%、R04:平等割▲3,000円)による負担軽減を図ってきましたが、ウクライナ危機などに端を発した物価高や長引くコロナ禍の影響により、被保険者を取り巻く生活状況は厳しさを増しています。
- ・今回の改正では、負担感の高いとされる中間所得層への負担軽減を目的に所得割(▲0.5%)を、所得にかかわらず全ての被保険者への負担軽減を目的に世帯の人数の応じて賦課される均等割(▲2,000円)の引き下げを行います。

(2) 県内順位

- ・現行税率の県内順位は、高い順に所得割が6位、均等割が3位、平等割が10位となっています。
- ・今回の改正により、所得割は9位、均等割は6位と全ての項目が中位程度になります。

②基金の活用

(1) 基金の現状

- ・国保制度改革に伴う収支の改善等により、平成29年度以降に約12億6千万円(令和3年度末現在)を積み立て、令和4年度末には16億円を超える見込みとなっています。

(2) 税率改正の影響

- ・事務局の試算では、今回の改定による収支への影響は令和5年度で▲8千万円程となります。
- ・被保険者数の増減等により影響額は変動しますが、減収分については基金繰入金(取崩)を活用して補てんを行います。

6. 現行保険税率と改正(案)保険税率による保険税額の比較について

・今回の改正による税額への影響をモデルケース別に比較しています。

モデルケース①

夫:45歳・所得300万円、妻:44歳・所得50万円、息子:17歳・所得無、娘:13歳・所得無

現行	税額
医療分	387,500円
後期分	95,900円
介護分	98,400円
計	581,800円



改正案	税額
医療分	366,300円
後期分	95,900円
介護分	98,400円
計	560,600円
差額	▲21,200円

モデルケース②

世帯主:70歳・所得70万円

現行	税額
医療分	50,000円
後期分	12,200円
介護分	0円
計	62,200円

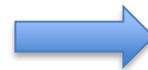


改正案	税額
医療分	47,700円
後期分	12,200円
介護分	0円
計	59,900円
差額	▲2,300円

モデルケース③

夫:64歳・所得800万円、妻:63歳・所得130万円

現行	税額
医療分	650,000円
後期分	200,000円
介護分	170,000円
計	1,020,000円



改正案	税額
医療分	650,000円
後期分	220,000円
介護分	170,000円
計	1,040,000円
差額	+20,000円